

代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

**変額保険はお客さまに損失が発生する恐れのある商品です。
市場リスク等についての説明が不十分な場合、
契約締結後に苦情や不祥事故に発展する可能性があります！**

変額保険は「金融商品市場の相場等の変動によってお客さまに損失が発生するおそれがある商品」として、顧客保護の観点から、金融商品取引法の規定の一部が準用されます！

代表的な規制としては以下のとおりです。

◆契約締結前の書面交付義務

申込時「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「特別勘定のしおり」等を必ず交付し、重要事項等の説明を行うことが義務づけられています。

◆元本割れリスクの説明

特別勘定資産の運用リスクに関して、これらのリスクはすべて契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあることを説明する義務があります。

◆禁止行為

- ・**損失補てん等の禁止**：資産運用の結果、損失が生じた場合、「保険会社または生命保険募集人などの第三者が」損失を補てんしたり、補てんすることを約束することは禁止されています。
- ・**その他禁止行為**：虚偽のことを告げたり、不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘する行為は禁止されています。
また、勧誘の要請をしていないお客さまに対し、訪問・電話による勧誘をしてはなりません。

重要

変額保険は特別勘定の運用実績に基づいて積立金額・解約返戻金額等が変動し、受取額が払込保険料の合計額を下回ることがあるため、元本割れのリスクがあることを説明する必要があります。

【事例】



募集人は、健康積立金が積立金に加算されることを強調し、**実際には運用実績に応じて解約返戻金の額等に元本割れリスクがあることを説明せず**、申込手続きを行い、成約となりました。後日、お客さまから解約の依頼がありましたが、解約返戻金額は払込保険料の合計額を下回っており、お客さまから「積立金に加算されることは聞いていたが、元本割れがあることは聞いていない」との苦情になりました。

**不祥事件【重要事項説明未実施】もしくは【情報提供義務違反】として
当局届出を行う可能性があります**

- ◆募集人標準処分：登録抹消
- ◆代理店標準処分：募集手数料削減支払15%1か月

